

# 久留米市保育所給食物資納入希望者登録案内（令和6・7年度分）

令和6・7年度において、久留米市保育所の給食物資納入を希望する事業者は、以下の申請書類を提出されるようお願いいたします。なお、この案内は登録手続であり、購入契約ではありませんのであらかじめご了承ください。

## 1 申請書類の受付

- 申請期間：令和6年1月10日（水）～1月31日（水）  
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
- 受付時間：9時～17時
- 受付場所：久留米市役所 子ども未来部子ども保育課（市庁舎16階）へ持参のこと。  
ただし、現在久留米市保育所に給食物資を納入されている業者については、納入先保育所への持参可。

## 2 登録の有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

## 3 提出書類

番号	提出書類	法人	個人	様式区分
1	久留米市保育所給食物資 納入希望者登録申請書	○	○	指定 (第1号様式)
2	滞納なし証明書（市税）原本 <市町村発行>	○	○ 国民健康保険料も要	—
3	誓約書	○	○	指定 (第2号様式)
4	口座登録書	○	○	指定 (第3号様式)

## 4 結果通知

申請期間終了後、1ヶ月程度を目安に郵送にて通知します。

なお、登録事項に変更があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を削除しようとするときは、指定様式（結果通知に同封します）にて届出が必要となります。

## 5 登録の取消しについて

登録者が次の各号のいずれかに当てはまるときは、その者の登録を取り消します。

- 登録された者が虚偽の申請をしていたとき。
- 「6 資格要件」に定める要件を満たさなくなったとき。
- 倒産又は破産したとき。
- 受注及び納入に関し不正な行為又は不誠実な行為があったとき。
- その他、登録業者としてふさわしくない行為があったとき。

## 6 資格要件

- (1) 保育所給食や食育に協力的姿勢で臨み、安全で良質な物資を適正価格で円滑に納入ができること。
- (2) 原則として、久留米市内に店舗等を有すること。ただし、久留米市近郊の業者で久留米市内への配送体制が確立されている場合は、この限りではない。
- (3) 製造加工を要する食品については、市内に製造加工の設備があること。ただし、市内で製造加工ができない物資又は必要数量の調達が困難な物資については、この限りではない。
- (4) 食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 営業経歴及び経営状態が良好であること。
- (7) 3年以上、同種の営業を継続し、かつ、6ヶ月以上保育所又は学校給食食料を納品している実績があること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (8) 指示した期日、時刻に指定の場所に納入できること。
- (9) 物資の交換を要する場合は、直ちに対応できること。
- (10) 可能な限り国産品を使用し、野菜及び米類、果物に関しては久留米産を積極的に使用すること。
- (11) 納品書・内訳書については、物資納入時に提出すること。野菜及び米類、果物、魚介類、肉類の納入に関しては、納品書・内訳書の品名欄等に生産地名を記載すること。
- (12) 物資については、時価相場・適正価格での納入であること。
- (13) 従業員の健康管理が十分行われており、かつ、衛生教育が十分に行われていること。
- (14) 食品管理をしている店舗等において整理整頓及び適温管理、衛生管理が適切に行われていること。
- (15) 製造加工業者については、材料保管場所、製品保管場所、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。

## 7 その他

- (1) 登録後において、有資格者に対し、経営内容や納税状況等を調査するため、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- (2) この登録は契約ではありません。発注については、登録業者より選定し、各保育所内で協議の上、注文の依頼をいたします。
- (3) 給食物資は、各保育所に納入し、納品書及び内訳書の記載事項と現品の確認検収を受けてください。
- (4) 取扱い物資の事故品発生について、納入業者が保育所より報告を受けた場合には速やかに代替品を納入するなど、給食に支障がないように適切な処置を講じてください。また、この場合、事故発生の原因を速やかに究明し、その結果を保育所に報告すると共に、以後、事故の防止に努めてください。

<お問い合わせ先>

久留米市子ども未来部子ども保育課 担当：城島

TEL：0942-30-9754 FAX：0942-30-9718